

償却資産（固定資産税）申告のお知らせ

問 財務課 町税係 ☎62-9124

固定資産税は土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税されます。償却資産を所有している事業所または個人の皆様は、平成27年1月1日現在の状況をその資産が所在する市町村に申告することとなっています。（地方税法第383条）

【償却資産とは？】

会社や工場、商店などを経営したり、農業を営んだりしている個人や法人が事業のために用いる次の①～④のうち、土地・家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却費（額）が法人税法または所得税法の計算上、必要経費に算入されるもの（減価償却資産として計上するもの）をいいます。

ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

①構築物 ②機械および装置 ③車両および運搬具 ④工具・器具および備品

- 申告書は、資産の申告が必要な事業所または事業（営業・農業・不動産）所得者に12月中旬に送付します。新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方は財務課 町税係までご連絡ください。
- 資産に変更がない場合も申告書の提出をお願いします。
- 電子申告に関しましては（一社）地方税電子化協議会のホームページ<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。



平成27年度 申告書提出期限:平成27年2月2日(月)

【太陽光発電設備について】

太陽光発電設備について、事業者は発電量に関わらず全てが申告対象です。また、個人でも売電方法や発電量により事業とみなされる場合は申告が必要です。



固定資産税に関する主な届出について

問 財務課 町税係 ☎62-9124

固定資産税に関して平成26年中に次のような事由が発生した場合には、平成27年2月2日(月)までに財務課 町税係に申告または届出をしてください。申請書類は町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届出書等の名称	提出する主な事由
1	相続人代表者指定（変更）届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき
2	町税減免申請書	貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき
3	新築（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅等の軽減を受けるとき
4	認定長期優良（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき（県が発行した認定通知書の写しを添付）
5	住宅用地適用（異動）申告書	住宅用地の所在や地積、所有者の氏名・住所等が変更となったとき
6	家屋の利用状況に関する申告書	町外在住で1年中継続的に利用している家屋をお持ちの方
7	納税管理人（変更）申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人を選任するとき
8	納税管理人（変更）承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人を選任するとき
9	未登記家屋所有者変更届出書	売買・相続・贈与等により未登記の家屋の所有者が変更となったとき
10	家屋減失届出書	家屋の一部および全部を解体・除却したとき
11	土地現況地目・家屋用途変更届	土地・家屋（リフォームを含む）の利用状況が変更となったとき